

令和7年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(2 月 12 日 提 案 分)

総 務 局

目 次

令和7年度当初予算		ページ
1	令和7年度当初予算の内容【総務局関係】	1
2	令和7年度一般会計当初予算歳出の主な事業【総務局関係】	2
3	令和7年度一般会計当初予算継続費について【総務局関係】	6
4	令和7年度一般会計当初予算債務負担行為について【総務局関係】	10
5	令和7年度公債管理特別会計当初予算の内容	13
6	令和7年度公営競技収益配分金等管理会計当初予算の内容	14
7	令和7年度地方消費税清算会計当初予算の内容	15
議案（条例その他）		
8	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例等の概要	16
9	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要	17
10	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要	18
11	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要	19
12	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要	20
13	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要	23
14	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要	25
15	任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の概要	28
16	神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の概要	29
17	包括外部監査契約の締結について	30
令和6年度2月補正予算		
18	令和6年度2月補正予算（その1）の内容【総務局関係】	31
19	令和6年度一般会計2月補正予算（その1）継続費について【総務局関係】	32
20	令和6年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費について【総務局関係】	33
21	令和6年度公債管理特別会計2月補正予算（その1）の内容	34
22	令和6年度地方消費税清算会計2月補正予算（その1）の内容	35
議案（令和6年度条例その他）		
23	収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要	36

1 令和7年度当初予算の内容【総務局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	430,349,023	371,807,453	58,541,570	192,674	3,104,000	4,851,190	422,201,159	
(項) 総 務 管理費	59,275,971	60,216,165	△940,194	60,950	1,751,000	4,548,357	52,915,664	
(項) 徴税費	371,073,052	311,591,288	59,481,764	131,724	1,353,000	302,833	369,285,495	
(款) 公債費	289,345,271	307,113,563	△17,768,292	-	-	59,632,986	229,712,285	
(項) 公債費	289,345,271	307,113,563	△17,768,292	-	-	59,632,986	229,712,285	
(款) 諸支出金	6,828	27,520	△20,692	-	-	-	6,828	
(項) 普通財産 取 得 費	6,828	27,520	△20,692	-	-	-	6,828	
(款) 予備費	2,000,000	2,000,000	0	-	-	-	2,000,000	
(項) 予備費	2,000,000	2,000,000	0	-	-	-	2,000,000	
小 計	721,701,122	680,948,536	40,752,586	192,674	3,104,000	64,484,176	653,920,272	
				-	-	63,085,853	△63,085,853	その他特定収入
一般会計 計	721,701,122	680,948,536	40,752,586	192,674	3,104,000	127,570,029	590,834,419	

(特別会計)

公 債 管 理 特 別 会 計	640,061,795	675,413,774	△35,351,979	
公 営 競 技 収益配分金等 管 理 会 計	200,000	1,400,000	△ 1,200,000	
地 方 消 費 税 清 算 会 計	903,872,589	812,167,806	91,704,783	
総 務 局 計	2,265,835,506	2,169,930,116	95,905,390	

2 令和7年度一般会計当初予算歳出の主な事業【総務局関係】

- (1) 2款 総務費 6項 総務管理費
- 一部⑨・ 職員等不祥事防止対策条例推進費 4,546千円
職員等の倫理の保持及び公正な職務の遂行を図るため、「公正・透明な職場づくり相談窓口」に新たに外部相談窓口を設置するなど、職員等の不祥事を防止するために必要な措置を講じる。
- ⑨・ 県職員向けカスタマーハラスメント対策事業費 25,099千円
県民等が理不尽な要求等を行うカスタマーハラスメントから職場環境を守るため、新たに弁護士相談や職員向け研修等を実施する。
- ・ オフィス改革推進事業費 1,418,783千円
働きやすく笑いがあふれるような職場環境をつくり、質の高い県民サービスの提供につなげるため、職員のオフィス環境を改善する。
- ・ 本庁舎改修工事設計費 112,000千円
老朽化が著しい本庁舎について、職員が働きやすい執務環境の実現及び文化財としての価値の保存を図るため、リニューアル工事に向けた調査等を行う。
- 一部⑨・ 民間ビル貸室借上費 507,373千円
業務連携や執務空間の確保、業務効率向上等のための執務室の再配置のため、新規の物件を含む民間ビルの借り上げを行う。
- ・ チャレンジオフィス運営費 4,848千円
障がい者に就労経験の機会を提供するとともに、働き方改革を推進するため、「かながわチャレンジオフィス」の取組を推進する。
- ・ キャリア開発支援費 206,468千円
ア キャリア開発支援費 11,814千円
「第3期組織・人事改革戦略」に基づき、効果的な職員研修・能力開発を推進するため、県独自の課題等に対応した研修を実施するとともに、自治大学校等への外部派遣研修や民間キャリア相談を実施する。
- イ 委託研修事業費 120,585千円
「第3期組織・人事改革戦略」に基づき、民間事業者のノウハウ等を活用し、職員のキャリア段階に応じた階層別等の指定研修及び実務の基礎となる知識・技能の習得等のための選択研修を実施する。
- ・ 職員貸与被服購入費 37,858千円
効率的な公務の執行を図るため、快適性・機能性を高めた被服を購入する。

- 行政情報化推進費 571,556千円
 - ア データ統合連携基盤の活用 230,855千円
データに基づいた政策立案や業務の効率化を支援するため、A I 機能を持つ「データ統合連携基盤」を活用し、防災分野をはじめ、官民が保有する様々なデータを迅速に統合・連携し、可視化・分析を行う。
 - イ W E Bデータベース運用費 34,738千円
庁内において頻繁に行われている台帳や帳票等の作成・更新作業を省力化、効率化するため、職員自ら簡易に業務用アプリが開発できるツールを運用する。
 - ウ クラウドサービス利活用推進事業費 3,036千円
業務で日常的に行われている文書作成などの作業を効率化するため、クラウドサービスとして提供されている生成A I（ChatGPT）を活用する。
 - エ R P A推進事業費 64,635千円
定型的な業務の効率化を図り、限られた予算・人材を有効に活用するため、R P Aを活用した業務自動化のための取組を行う。
 - オ 市町村D X推進事業費 48,470千円
県内市町村におけるD Xを一層加速させるため、「市町村向けD X総合相談窓口」等による市町村への助言・提案や、外部デジタル人材の活用など、広域連携による課題解決に向けた取組を推進する。
- 行政情報ネットワーク事業費 5,135,795千円
 - ア 働き方改革を支えるI C T基盤の取組 2,305,364千円
場所にとらわれない柔軟な働き方を実現するため、モバイルパソコンやコミュニケーションアプリを運用する。
- 電子自治体共同運営推進費 111,777千円
県民の利便性の向上を推進するため、いつでもどこからでもオンラインで申請・届出や手数料の支払及び公共施設の予約が行えるよう、電子申請システム及び施設予約システムを市町村等と共同で運営し、サービスを提供する。
- 県有財産各所営繕費 1,893,165千円
 - ア 庁舎トイレ整備事業費 465,307千円
庁舎トイレの老朽化に対応するため、防災拠点となる施設等について、従来からの洋式化や衛生化に加え、きれいで安心して使えるトイレの整備を重点的に実施する。
 - イ 庁舎照明L E D化事業費 1,056,000千円
脱炭素社会の実現に向け、県庁が率先して、県有施設の照明を令和9年度までに原則L E D化する。
- 県有施設長寿命化対策費 1,500,000千円
県有施設の長寿命化を図るため、既存施設の劣化に対して計画的に修繕工事等を実施し、適切な維持管理を行う。

- ・ 県有財産活用推進費 366,575千円
 - ア 県有財産活用推進費 359,722千円
 - 未利用県有地の有効活用のため、建物除却に向けた設計やアスベスト調査等を行う。
- (2) 2款 総務費 7項 徴税費
- ・ 川崎県税事務所新築工事費 24,000千円
 - 県有施設脱炭素化の一環として、令和7年度に供用開始予定の川崎県税事務所を省エネ性能を高めたZEBとして整備するほか、公用車の電動化に必要な設備を導入する。
 - ・ 県民税利子割等交付金 335,204,336千円
 - ア 県民税利子割交付金 2,208,102千円
 - イ 県民税配当割交付金 20,174,915千円
 - ウ 県民税株式等譲渡所得割交付金 15,282,376千円
 - エ 法人事業税交付金 24,333,357千円
 - オ 地方消費税交付金 243,934,096千円
 - カ ゴルフ場利用税交付金 1,126,622千円
 - キ 軽油引取税交付金 19,087,778千円
 - ク 県民税所得割交付金 1,837,288千円
 - ケ 自動車税環境性能割交付金 7,219,802千円
 - ・ 個人県民税徴収取扱費交付金 17,142,564千円
 - ・ 県税過誤納還付金及び同還付加算金 11,500,000千円
- (3) 13款 公債費 1項 公債費
- ・ 公債管理特別会計繰出金（元金） 270,114,673千円
 - ・ 公債管理特別会計繰出金（利子） 18,189,930千円
 - ・ 一時借入金利子 10,000千円
 - ・ 公債管理特別会計繰出金（公債諸費） 1,030,668千円
- (4) 14款 諸支出金 1項 普通財産取得費
- ・ 土地建物等取得費 6,828千円
 - 県行政の推進に必要な用地を取得する。

3 令和7年度一般会計当初予算継続費について【総務局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(既設定及び新規設定)

款 項 事 業 名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率
	年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
			特 定 財 源			一 般 財 源						
			国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	%
2 総務費	7	20,000	-	15,000	-	5,000	-	-	20,000	20,000	-	18
6 総務管理費	8	89,000	-	66,000	-	23,000	-	-	-	-	89,000	-
本庁舎昇降機改修工事費	計	109,000	-	81,000	-	28,000	-	-	20,000	20,000	89,000	18
2 総務費	7	212,000	-	190,000	-	22,000	-	-	212,000	212,000	-	18
6 総務管理費	8	739,000	-	665,000	-	74,000	-	-	-	-	739,000	-
元瀬谷西高等学校除却費	9	229,000	-	206,000	-	23,000	-	-	-	-	229,000	-
	計	1,180,000	-	1,061,000	-	119,000	-	-	212,000	212,000	968,000	18
2 総務費	5	294,000	-	226,000	43,746	24,254	128,250	128,250	-	128,250	-	24
7 徴税費	6	65,000	-	50,000	9,425	5,575	-	230,750	-	230,750	-	42
高相合同庁舎除却費	7	186,000	-	143,000	26,970	16,030	-	-	186,000	186,000	-	34
	計	545,000	-	419,000	80,141	45,859	128,250	359,000	186,000	545,000	-	100
2 総務費	7	907,000	131,724	477,000	138,774	159,502	-	-	907,000	907,000	-	20
7 徴税費	8	3,601,000	37,369	2,194,000	637,889	731,742	-	-	-	-	3,601,000	-
高相合同庁舎新築工事費	計	4,508,000	169,093	2,671,000	776,663	891,244	-	-	907,000	907,000	3,601,000	20

款 項 事 業 名	全 体 計 画						前前年度	前 年 度	当 該	当該年度	翌 年 度	継 続
	年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末 ま での 支 出 額	末 ま での 支 出 (見 込) 額	年 度 支 出 予 定 額	末までの 支 出 予 定 額	以 降 の 支 出 予 定 額	費 の 総 額 に 対 する 進 捗 率
			特 定 財 源			一般財源						
			国 庫 支出金	県 債	その他							
2 総務費	5	千円 195,000	千円 -	千円 146,000	千円 49,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	% -
7 徴税費	6	859,000	-	644,000	215,000	-	-	1,054,000	-	1,054,000	-	98
川崎県税事務所 新築工事費	7	24,000	-	18,000	6,000	-	-	-	24,000	24,000	-	2
	計	1,078,000	-	808,000	270,000	-	-	1,054,000	24,000	1,078,000	-	100

(変 更)

款 項 事 業 名	全 体 計 画						前前年	前年度	当 該	当 該	翌年度	繼 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年度	区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			度 末 ま での 支 出 額	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	以 降 の 支 出 予 定 額		
				特 定 財 源									一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
2 総務費		補正前 の 額	千円 24,000	千円 -	千円 -	千円 24,000	千円 -	千円	千円	千円	千円	%	
6 総務管理費 本庁舎改修工 事設計費	6	補正 の 額	-	-	-	-	-	24,000	-	24,000	-	18	
		補正後 の 額	24,000	-	-	24,000	-						
		補正前 の 額	112,000	-	-	-	112,000						
	7	補正 の 額	-	-	-	112,000	△112,000	-	-	112,000	112,000	-	82
		補正後 の 額	112,000	-	-	112,000	-						
		補正前 の 額	136,000	-	-	24,000	112,000						
	計	補正 の 額	-	-	-	112,000	△112,000	-	24,000	112,000	136,000	-	100
		補正後 の 額	136,000	-	-	136,000	-						
		補正前 の 額	31,000	-	23,000	-	8,000						
7 徴税费 藤沢合同庁舎 設備棟新築工 事費	5	補正 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		補正後 の 額	31,000	-	23,000	-	8,000						
		補正前 の 額	25,000	-	18,000	-	7,000						
	6	補正 の 額	-	-	-	-	-	-	56,000	-	56,000	-	6
		補正後 の 額	25,000	-	18,000	-	7,000						
		補正前 の 額	880,000	-	-	-	880,000						
	7	補正 の 額	-	-	660,000	-	△660,000	-	-	880,000	880,000	-	94
		補正後 の 額	880,000	-	660,000	-	220,000						
		補正前 の 額	936,000	-	41,000	-	895,000						
計	補正 の 額	-	-	660,000	-	△660,000	-	56,000	880,000	936,000	-	100	
	補正後 の 額	936,000	-	701,000	-	235,000							

款 項 事 業 名	全 体 計 画						前 前 年	前 年 度	当 該	当 該 年	翌 年 度	継 続			
	年度	区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			度 末	末 ま で	年 度	度 末 ま	以 降 の	の 総 額			
				特 定 財 源			一般財源	ま での	の 支 出	(見 込)	支 出	で の	支 出	の 支 出	に 対 する
				国 庫 支出金	県 債	その他									
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%			
2 総務費	6	補 正 前 の 額	27,000	-	20,000	-	7,000	-	27,000	-	27,000	-	31		
7 徴税費		補 の 正 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
自動車税管理 事務所川崎駐 在事務所改修 工事費		補 正 後 の 額	27,000	-	20,000	-	7,000								
	7	補 正 前 の 額	59,000	-	-	-	59,000	-	-	59,000	59,000	-	69		
		補 の 正 額	-	-	44,000	-	△44,000								
		補 正 後 の 額	59,000	-	44,000	-	15,000								
	計	補 正 前 の 額	86,000	-	20,000	-	66,000	-	27,000	59,000	86,000	-	100		
		補 の 正 額	-	-	44,000	-	△44,000								
		補 正 後 の 額	86,000	-	64,000	-	22,000								

4 令和7年度一般会計当初予算債務負担行為について【総務局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
職員研修業務委託事業費	482,340	前年度末までの支出(見込)額	令和6年度	—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和10年度	482,340	一般財源		482,340
人事給与システム運営費	804,700	前年度末までの支出(見込)額	令和4年度～令和6年度	482,820	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	9,632
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	321,880	一般財源		312,248
在庁情報提供システム整備費	51,002	前年度末までの支出(見込)額	令和3年度～令和6年度	38,594	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	1,248
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	12,408	一般財源		11,160
文書管理システム運営費	113,380	前年度末までの支出(見込)額	令和5年度～令和6年度	42,988	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	7,024
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和9年度	70,392	一般財源		63,368
同上	16,335	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	1,629
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和9年度	16,335	一般財源		14,706
オープンデータ推進事業費	154,602	前年度末までの支出(見込)額	令和5年度～令和6年度	25,410	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	129,192	一般財源		129,192

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
神奈川電子自治体 共同運営サービス 事業費	千円 307,800	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和12年度	307,800		そ の 他	3,151
						一般財源	304,649
コンピュータセン ター整備運営費	9,402,796	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和13年度	9,402,796		そ の 他	649,568
						一般財源	8,753,228
自治体情報セキュ リティクラウド事 業費	3,354,720	前年度末 までの支出 (見込)額	令和4年度 ～ 令和6年度	1,413,257	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和9年度	1,941,463		そ の 他	200,994
						一般財源	1,740,469
厚木市複合施設整 備推進費	4,490,000	前年度末 までの支出 (見込)額	令和4年度 ～ 令和6年度	—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和9年度	4,490,000		そ の 他	—
						一般財源	4,490,000
高相合同庁舎仮設 庁舎借上事業費	571,301	前年度末 までの支出 (見込)額	令和4年度 ～ 令和6年度	265,903	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和9年度	305,398		そ の 他	133,458
						一般財源	171,940
高津合同庁舎借上 事業費	1,305,586	前年度末 までの支出 (見込)額	平成29年度 ～ 令和6年度	274,902	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和29年度	1,030,684		そ の 他	1,030,684
						一般財源	—
賦課徴収事務委託 費	60,323	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和8年度	60,323		そ の 他	—
						一般財源	60,323
税務システム開発 運営費	113,795	前年度末 までの支出 (見込)額	令和5年度 ～ 令和6年度	31,642	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和10年度	82,153		そ の 他	—
						一般財源	82,153

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
同上	千円 649,341	前 年 度 末 までの支出 (見 込) 額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 11 年 度	649,341		そ の 他	—
					一般財源		649,341
地方債の共同発行 によって生ずる連 帯債務	共同発行団体による共同発行の 総額から神奈川県 の負担額を除 いた額及び当該 額に対する利子 相当額	前 年 度 末 までの支出 (見 込) 額	令 和 6 年 度	—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 16 年 度	共同発行団体による 共同発行の総額から 神奈川県の負担額を 除いた額及び当該額 に対する利子相当額		そ の 他	—
					一般財源		負担する場 合は一般財 源
同上	共同発行団体による共同発行の 総額から神奈川県 の負担額を除 いた額及び当該 額に対する利子 相当額	前 年 度 末 までの支出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 17 年 度	共同発行団体による 共同発行の総額から 神奈川県の負担額を 除いた額及び当該額 に対する利子相当額		そ の 他	—
					一般財源		負担する場 合は一般財 源

5 令和7年度公債管理特別会計当初予算の内容

(1) 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 公債管理収入	640,061,795	675,413,774	△ 35,351,979

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 公債管理費	640,061,795	675,413,774	△ 35,351,979	—	153,370,000	48,691,795	—

(2) 歳入の主な内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
一般会計繰入金	289,335,271	307,103,563	△ 17,768,292	
特別会計繰入金	8,418,636	8,736,779	△ 318,143	県営住宅事業会計繰入金 4,584,134
基金繰入金	179,469,604	219,422,296	△ 39,952,692	県債管理基金繰入金
借 替 債	153,370,000	131,878,000	21,492,000	一般会計借替債 151,065,000

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
元 金	422,067,501	445,836,081	△ 23,768,580	一般会計償還元金 408,332,708
利 子	28,689,526	28,519,240	170,286	一般会計償還利子 27,564,727
公 債 諸 費	1,140,800	1,075,531	65,269	一般会計公債諸費 1,030,668
基金積立金	188,163,968	199,982,922	△ 11,818,954	満期一括償還元金積立金 178,695,684 基金運用益積立金 9,468,284

6 令和7年度公営競技収益配分金等管理会計当初予算の内容

(1) 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 公営競技収益配分金等管理収入	200,000	1,400,000	△ 1,200,000

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 公営競技収益配分金等管理費	200,000	1,400,000	△ 1,200,000	—	—	200,000	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
収益配分金収入	200,000	1,400,000	△ 1,200,000	競馬事業収益配分金収入

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
一般会計繰出金	100,000	700,000	△ 600,000	
市町村自治振興事業会計繰出金	100,000	700,000	△ 600,000	

7 令和7年度地方消費税清算会計当初予算の内容

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 地方消費税清算収入	903,872,589	812,167,806	91,704,783

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 地方消費税清算費	903,872,589	812,167,806	91,704,783
	本年度予算額の財源内訳		
	特定財源		
	国庫支出金	県債	その他
	-	-	903,872,589
			繰越金
			-

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較
譲渡割	183,915,043	167,456,616	16,458,427
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
貨物割	264,097,793	264,898,956	△ 801,163
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
地方消費税清算金収入	455,859,753	379,812,234	76,047,519
説明	他の都道府県から支払われる清算金収入		

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較
地方消費税徴収取扱費負担金	1,294,812	1,151,329	143,483
説明	国に支払う徴収取扱費負担金		
地方消費税清算金	435,764,309	384,288,024	51,476,285
説明	他の都道府県へ支払う清算金		
一般会計繰出金	466,813,468	426,728,453	40,085,015
説明	一般会計への繰出金（清算後の地方消費税）		

【議案（条例その他） 定県第29号議案】
【議案（条例その他） 定県第47号議案】
【議案（条例その他） 定県第48号議案】

8 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例等の概要

令和7年度職員定数及び前年度比較表

条 例 名	区 分		改 正 (令和7年度)A	現 行 (令和6年度)B	差 引 増 減 A－B
神奈川県 職員定数 条例	知 事		7,884 人	7,796 人	88 人
	公 営 企 業 管 理 者		1,004	1,003	1
	議 会		76	76	0
	選 挙 管 理 委 員 会		5	5	0
	監 査 委 員		41	41	0
	人 事 委 員 会		35	35	0
	教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)		833	802	31
	教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	12,076	11,991	85
		そ の 他 の 職 員	1,056	1,060	△ 4
		小 計	13,132	13,051	81
	労 働 委 員 会		21	21	0
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3	3	0
	合 計		23,034	22,833	201
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校		9,775	9,678	97
	中 学 校		5,610	5,562	48
	特 別 支 援 学 校		196	189	7
	高等学校（定時制の課程を置くもの）		19	19	0
	合 計		15,600	15,448	152
神奈川県 地方警察 職員定数 条例	警 察 官	警 視	394	393	1
		警 部	930	926	4
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,476	9,466	10
		巡査(警察教養施設において新任者 として教育訓練中の者を含む。)	4,967	4,959	8
		小 計	15,767	15,744	23
	警 察 官 以 外 の 職 員		1,722	1,725	△ 3
	合 計		17,489	17,469	20
総 計		56,123	55,750	373	

9 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県統計報告調整審議会等を廃止するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 県統計調査を迅速に実施するため、統計調査手続きの見直しを行い、神奈川県統計報告調整審議会を廃止することから、同審議会の項を削除する。（別表関係）

イ 神奈川県宅地建物取引業審議会について、県において免許取消等の行政処分を行う際の監督処分基準を制定し、一定期間が経過して審議会としての役割を終えたことから、同審議会を廃止し、該当の項を削除する。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

改正前の別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の規定は、神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第 号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合について、なおその効力を有するものとする。

10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の取扱いを見直すなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 雇用保険法の一部改正に伴う改正

(ア) 雇用保険法に基づく就業手当が廃止されたことに伴い、規定の整備を行う。（第10条第10項関係）

(イ) 令和7年3月31日以前に退職した者に対する改正後の雇用保険法附則第5条の地域延長給付に係る支給を、令和9年3月31日まで延長する。（附則第13項関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（附則第10項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)イは公布の日。

イ 経過措置

令和7年4月1日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

11 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

川崎県税事務所の移転のため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

川崎県税事務所の位置を川崎市川崎区富士見1丁目1番2号に改める。

(第3条関係)

(3) 施行期日

公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日

12 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について
所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 給料月額

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり
改める。（別表第1～別表第10関係）

イ 行政職給料表(1)8級以上相当の職員の昇給

行政職給料表(1)8級以上相当の職員については、昇給しないことを
標準とする。（第5条第4項及び第5項関係）

ウ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上
げる。（第8条関係）

エ 地域手当の支給割合

地域手当の支給割合を次のとおりとする。（第9条の2第2項関係）

改 正	現 行
12.45/100	12.35/100

オ 通勤手当

1箇月当たりの通勤手当の支給額の上限を15万円とする。（第9条
の5関係）

カ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い単身赴任する
こととなった場合についても、単身赴任手当を支給できることとする。
（第9条の6第3項関係）

キ 管理職員特別勤務手当

平日については、午後10時以降の勤務を手当の支給対象となる勤務
とする。（第14条の2関係）

ク 期末手当の支給割合

令和7年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。
（第15条第2項及び第3項関係）

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	125/100	127.5/100
	特定幹部職員	105/100	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	70/100	71.25/100
	特定幹部職員	60/100	61.25/100

ケ 勤勉手当の支給割合

令和7年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。
(第16条第2項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	105/100	107.5/100
	特定幹部職員	125/100	127.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	50/100	51.25/100
	特定幹部職員	60/100	61.25/100

コ 寒冷地手当の支給額

寒冷地手当の支給地域区分に1級地を追加することに伴い、手当の上限額を引き上げる。(第13条の2及び第17条第2項関係)

サ 定年前再任用短時間勤務職員への諸手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員に対して、新たに住居手当等を支給する。(第17条の3関係)

シ その他所要の規定の整備を行う。(第9条、第9条の4第1項、第13条の2及び第18条の3第5項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

(ア) 号給の切替え

各給料表の一部の級について初号給から、4から16号給カットされることに伴い、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級において給料月額が同額である号給への切替えを行う。

(イ) 切替日前の異動者の号給等の調整

切替日前に職務の級を異にして異動した職員等の切替日における号給又は給料月額については、当該職員が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行う。

(ウ) 扶養手当の特例措置

扶養手当の支給額について、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の特例措置を設ける。

(エ) 単身赴任手当の経過措置

切替日より前に、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い単身赴任することとなった場合についても、単身赴任手当を支給できる措置を設ける。

13 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇等に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (ア) 子の看護休暇について、取得事由にその他の人事委員会規則で定める事由を加え、名称を子の看護等休暇とする。（第8条第1項並びに第15条の4第1項及び第3項関係）
- (イ) 育児を行う職員の時間外勤務制限における子の対象年齢を3歳未満から小学校就学前まで引き上げる。（第17条の2第2項及び第4項関係）
- (ウ) 介護を必要とする状況に至った職員に対する介護両立支援制度等に係る意向を確認するための措置を新設する。（第15条の6第1項及び第18条の2関係）
- (エ) 介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするための措置を新設する。（第18条の3関係）
- (オ) 暦年で付与している休暇について、年度で付与することとする。
（第9条第2項、第3項及び第6項、第15条の2第2項、第15条の4第2項、第15条の6第2項、第15条の7第2項並びに別表第1関係）
- (カ) その他所要の改正を行う。（第15条の4第3項、第15条の6第3項、第16条の4第1項及び第18条の4関係）

イ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (ア) 子の看護休暇について、取得事由にその他の人事委員会規則で定める事由を加え、名称を子の看護等休暇とする。（第5条第1項、第12条の4第1項及び第3項関係）
- (イ) 育児を行う職員の時間外勤務制限における子の対象年齢を3歳未満から小学校就学前まで引き上げる。（第14条の2第2項及び第4項関係）

- (ウ) 介護を必要とする状況に至った職員に対する介護両立支援制度等に係る意向を確認するための措置を新設する。（第12条の6第1項、第15条の2及び第16条関係）
- (エ) 介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするための措置を新設する。（第15条の3及び第16条関係）
- (オ) 暦年で付与している休暇について、年度で付与することとする。
（第6条第2項、第3項及び第6項、第12条の2第2項、第12条の4第2項、第12条の6第2項、第12条の7第2項並びに別表第1関係）
- (カ) その他所要の改正を行う。（第12条の4第3項、第12条の6第3項、第13条の4第1項及び第16条の2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

改正の内容	施行期日
(2)ア(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)並びに (2)イ(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)	令和7年4月1日
(2)ア(オ)及び(2)イ(オ)	令和8年4月1日
(2)ア(カ)及び(2)イ(カ)	公布の日

イ 経過措置

- (ア) 改正前の条例により与えられた子の看護休暇については、改正後の条例による子の看護等休暇とみなす。
- (イ) 改正前の条例により令和8年1月1日に与えられた年次休暇については、令和8年度に限り繰り越すことができることとする。

14 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 給料月額

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。（別表第1～別表第5関係）

イ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げる。（第8条関係）

ウ 地域手当の支給割合

地域手当の支給割合を次のとおりとする。（第9条の2関係）

改 正	現 行
12.45/100	12.35/100

エ 通勤手当

1箇月当たりの通勤手当の支給額の上限を15万円とする。（第9条の5関係）

オ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い単身赴任することとなった場合についても、単身赴任手当を支給できることとする。（第9条の6第3項関係）

カ 管理職員特別勤務手当

平日については、午後10時以降の勤務を手当の支給対象となる勤務とする。（第18条の2関係）

キ 期末手当の支給割合

令和7年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。（第19条第2項及び第3項関係）

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任	一般の職員	125/100	127.5/100

用短時間勤務職員以外の職員	特定幹部職員	105/100	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	70/100	71.25/100
	特定幹部職員	60/100	61.25/100

ク 勤勉手当の支給割合

令和7年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。

(第20条第2項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	105/100	107.5/100
	特定幹部職員	125/100	127.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	50/100	51.25/100
	特定幹部職員	60/100	61.25/100

ケ 定年前再任用短時間勤務職員への諸手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員に対して、新たに住居手当等を支給する。(第21条の2関係)

コ その他所要の規定の整備を行う。(第9条、第9条の4第1項、第13条の4第1項、第17条の3及び第22条の3第5項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置等

(ア) 号給の切替え

各給料表の一部の級について初号給から、4から16号給カットされることに伴い、令和7年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級において給料月額が同額である号給への切替えを行う。

(イ) 扶養手当の特例措置

扶養手当の支給額について、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の特例措置を設ける。

(ウ) 単身赴任手当の経過措置

切替日より前に、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い単身赴任することとなった場合についても、単身赴任手当を支給できる措置を設ける。

15 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年10月11日の人事委員会勧告等を勘案し、任期付研究員の期末手当等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

- (ア) 令和7年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。（第6条第2項関係）

改 正	現 行
172.5/100	175/100

- (イ) その他所要の規定の整備を行う。（第6条第1項関係）

イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- (ア) 特定任期付職員業績手当を廃止する。（第7条第4項関係）
 (イ) 令和7年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。（第8条第2項関係）

改 正	現 行
95/100	175/100

- (ウ) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、令和7年度以降の支給割合を87.5/100とする。（第8条第1項及び第2項関係）
 (エ) その他所要の規定の整備を行う。（第8条第1項及び第3項関係）

ウ 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 特定任期付職員業績手当を廃止する。（第2条第2項関係）

(3) 施行期日

令和7年4月1日

16 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立にあたり、新たな地方独立行政法人評価委員会を設置するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

新設する地方独立行政法人及び地方独立行政法人評価委員会の名称を追加する。（第2条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

この条例の施行の日以降最初に神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会の委員として委嘱される者の任期は、令和9年3月31日までとする。

17 包括外部監査契約の締結について

(1) 契約締結の趣旨

令和7年度の包括外部監査について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を経て契約を締結しようとするものである。

(2) 契約の内容

ア 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

イ 契約の始期

令和7年4月1日

ウ 契約の金額

2,104万3千円を上限とする額

エ 費用の支払方法

概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算

オ 契約の相手方

住所 横浜市港南区丸山台一丁目2番1－E1614号

氏名 田中 友里子

資格 税理士

18 令和6年度2月補正予算（その1）の内容【総務局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科目	補正前の額	補正額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	372,864,414	124,510,191	497,374,605	△19,986	△270,000	△78,115	124,878,292	
(項) 総 務 管理費	61,273,126	78,448,694	139,721,820	△19,986	△126,000	△45,105	78,639,785	財政基金積立金 65,572,275
(項) 徴税費	311,591,288	46,061,497	357,652,785	-	△144,000	△33,010	46,238,507	県民税利子割等 交付金 44,720,012
(款) 公債費	307,113,563	△2,743,716	304,369,847	-	-	△52,462,334	49,718,618	
(項) 公債費	307,113,563	△2,743,716	304,369,847	-	-	△52,462,334	49,718,618	公債管理特別会 計繰出金
(款) 諸支出金	27,520	-	27,520	-	-	-	-	
(項) 普通財産 取 得 費	27,520	-	27,520	-	-	-	-	
(款) 予備費	2,000,000	-	2,000,000	-	-	-	-	
(項) 予備費	2,000,000	-	2,000,000	-	-	-	-	
小 計	682,005,497	121,766,475	803,771,972	△19,986	△270,000	△52,540,449	174,596,910	
				-	△6,231,000	△7,622,158	13,853,158	その他特定収入
一 般 会 計 計	682,005,497	121,766,475	803,771,972	△19,986	△6,501,000	△60,162,607	188,450,068	

（特別会計）

公債管理 特別会計	675,413,774	△2,987,412	672,426,362	
公営競技 収益配分金等 管理会計	1,400,000	-	1,400,000	
地方消費税 清算会計	812,167,806	56,907,736	869,075,542	

総務局 計	2,170,987,077	175,686,799	2,346,673,876	
-------	---------------	-------------	---------------	--

19 令和6年度一般会計2月補正予算(その1)継続費について【総務局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変 更)

款 項 事 業 名	全 体 計 画						前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)額	前 年 度 当 該 年 度 末 までの 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継続 費の 総額に 対する 進捗 率	
	年 度	区 分	年割額	左 の 財 源 内 訳									
				特 定 財 源									一般財源
				国 庫 支出金	県 債	その他							
2 総務費		補正前 の 額	千円 294,000	千円 -	千円 226,000	千円 43,746	千円 24,254	千円	千円	千円	千円	%	
7 徴税費	5	補 正 の 額	-	-	-	-	-	-	128,250	-	128,250	-	24
高相合同庁舎 除却費		補正後 の 額	294,000	-	226,000	43,746	24,254						
	6	補正前 の 額	251,000	-	193,000	36,395	21,605						
		補 正 の 額	△186,000	-	△143,000	△26,970	△16,030	-	-	230,750	230,750	-	42
		補正後 の 額	65,000	-	50,000	9,425	5,575						
	7	補正前 の 額	-	-	-	-	-						
		補 正 の 額	186,000	-	143,000	26,970	16,030	-	-	-	-	186,000	-
		補正後 の 額	186,000	-	143,000	26,970	16,030						
	計	補正前 の 額	545,000	-	419,000	80,141	45,859						
		補 正 の 額	-	-	-	-	-	-	128,250	230,750	359,000	186,000	66
		補正後 の 額	545,000	-	419,000	80,141	45,859						
2 総務費		補正前 の 額	195,000	-	146,000	49,000	-						
7 徴税費	5	補 正 の 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎県税事務 所新築工事費		補正後 の 額	195,000	-	146,000	49,000	-						
	6	補正前 の 額	859,000	-	644,000	215,000	-						
		補 正 の 額	-	-	-	-	-	-	-	1,054,000	1,054,000	-	98
		補正後 の 額	859,000	-	644,000	215,000	-						
	7	補正前 の 額	-	-	-	-	-						
		補 正 の 額	24,000	-	18,000	6,000	-	-	-	-	-	24,000	-
		補正後 の 額	24,000	-	18,000	6,000	-						
	計	補正前 の 額	1,054,000	-	790,000	264,000	-						
		補 正 の 額	24,000	-	18,000	6,000	-	-	-	1,054,000	1,054,000	24,000	98
		補正後 の 額	1,078,000	-	808,000	270,000	-						

20 令和6年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費について【総務局関係】

（追加）

款	項	事業名	金額
2 総務費			281,059 ^{千円}
	6 総務管理費		281,059
		オフィス改革推進事業費	203,000
		職員貸与被服購入費	8,132
		県有施設長寿命化対策費	69,927

（変更）

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	6 総務管理費	本庁舎等維持運営費	97,000 ^{千円}	232,282 ^{千円}

21 令和6年度公債管理特別会計2月補正予算（その1）の内容

(1) 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入	675,413,774	△ 2,987,412	672,426,362

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 公債管理費	675,413,774	△ 2,987,412	672,426,362	-	-	△ 2,987,412	-

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説 明
一般会計繰入金	307,103,563	△ 2,743,716	304,359,847	
特別会計繰入金	8,736,779	△ 250,546	8,486,233	県営住宅事業会計繰入金 △213,456
基金繰入金	219,422,296	3,425	219,425,721	県債管理基金繰入金

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説 明
利 子	28,519,240	△ 2,704,120	25,815,120	一般会計償還利子 △2,549,893
公債諸費	1,075,531	△ 286,717	788,814	一般会計公債諸費 △215,182
基金積立金	199,982,922	3,425	199,986,347	基金運用益積立金

22 令和6年度地方消費税清算会計2月補正予算（その1）の内容

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 地方消費税清算収入	812,167,806	56,907,736	869,075,542

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 地方消費税清算費	812,167,806	56,907,736	869,075,542
	補正予算額の財源内訳		
	特定財源		
	国庫支出金	県債	その他
	-	-	56,907,736

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目 名	補正前の額	補正額	計
譲渡割	167,456,616	20,748,250	188,204,866
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
貨物割	264,898,956	△ 5,191,946	259,707,010
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
地方消費税清算金収入	379,812,234	41,351,432	421,163,666
説明	他の都道府県から支払われる清算金収入		

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目 名	補正前の額	補正額	計
地方消費税徴収取扱費負担金	1,151,329	17,103	1,168,432
説明	国に支払う徴収取扱費負担金		
地方消費税清算金	384,288,024	6,505,343	390,793,367
説明	他の都道府県へ支払う清算金		
一般会計繰出金	426,728,453	50,385,290	477,113,743
説明	一般会計への繰出金（清算後の地方消費税）		

23 収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

収入証紙制度の廃止に伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年10月1日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項の規定により販売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間に限り、なお従前の例により証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料の納付のために使用することができる。
- (イ) 証紙を保有する者（廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者（以下「販売者」という。）を除く。）は、令和12年9月30日までに申請したときに限り、その保有する証紙を県に返還して現金の還付を受けることができる。
- (ウ) 販売者は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、県に返還しなければならない。この場合において、令和12年9月30日までに申請したときに限り、現金の還付を受けることができる。
- (エ) (2)イ(ウ)の規定により還付を受けようとする販売者は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に対応する販売手数料に相当する額を同時に納付しなければならない。